

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
砂川厚生福祉センター	<p>行政財産の使用承認の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1605 663"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>承認数量</th> <th>目的</th> <th>承認期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>1.2㎡</td> <td>寄附型自販機設置</td> <td>(注) 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 公有財産台帳では、承認期間が「令和6年8月19日から令和7年3月31日まで」のまま放置されていた。</p>	種別	承認数量	目的	承認期間	建物	1.2㎡	寄附型自販機設置	(注) 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>                      (使用許可、貸付又は使用承認の状況)                      第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。                      2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>
種別	承認数量	目的	承認期間							
建物	1.2㎡	寄附型自販機設置	(注) 令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月23日）